

◎地域密着型金融推進計画の要約

I. 基本方針

地域密着型金融の本質は、金融機関が取引関係により得られた情報を活用し、対面交渉を含む質の高いコミュニケーションを通じて融資先企業の経営状況等を的確に把握し、これにより中小企業等への金融仲介機能を強化するとともに、金融機関自身の収益向上を図ることにあります。また、その際、金融機関と地域の中小企業等とによるリスクの共同管理やコストの共同負担という方向性を踏まえながら、相互の信頼関係の下、情報開示を一層推進し、借り手と貸し手の双方の健全性を確保する必要があります。

当組合は、前述の趣旨及び当組合の経営理念「長野県内の中小規模事業者及び勤労者の経済活動を助成し、経済的地位の向上を図り、もって地域社会に貢献する。」を踏まえ、今年度の経営方針においても、「資産の健全化、収益の確保及び利用者保護の徹底に努め、経営の安全性・将来性を確固たるものにする。」との方針を掲げております。

「地域密着型金融の機能強化の推進に関するアクションプログラム(平成17～18年度)」の取組みにあたっては、当組合の経営理念及び経営方針並びに「リレーションシップバンキングの機能強化に関するアクションプログラム(平成15～16年度)」の基本方針を尊重し、地域経済への貢献及び健全性の確保並びに収益の向上が並行して図られるよう実施するとともに、地域貢献の状況及び各種施策の進捗状況等について積極的に情報開示・公表する予定です。

なお、以下の項目について、数値的な目標を策定いたしました。

- ・平成17年9月末 自己資本比率 15%前後
- ・平成17年度末 当期純利益 15億円
- 不良債権比率 6%台

(注)平成18年度末の数値的目標は、平成17年度末の状況を踏まえ策定する予定です。

II. アクションプログラムに基づく個別の取組み

※番号は要請事項の番号であり、連続しておりません。

項 目	要 請 事 項	具体的取組み	スケジュール		備 考
			17年度	18年度	
1. 事業再生・中小企業金融の円滑化					
(1) 創業・新事業支援機能等の強化	地域におけるベンチャー企業の育成並びに中小企業の技術開発及び新事業の展開を支援するため、各金融機関に対し、融資審査能力(「目利き」能力)の向上、起業・事業展開に資する情報の提供、創業・新事業の成長段階に応じた適切な支援など、創業・新事業支援機能等の強化に向けた取組み	<p>○融資審査態勢の強化等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●業種別担当者は人員の都合上配置できませんが、業種別審査を強化するため、16年度から開始した融資業務の参考資料の全店配布や定期的研修を継続して実施するほか、17年7月に導入した「店周680業種融資審査ガイド2005年5月版」(業種別審査ソフト)の有効利用を図ります。(現在融資関連部署には、中小企業診断士が1名配属されている。)また、渉外担当職員の活動の効率化を図り、融資開拓の時間を増やすほか、融資渉外部との同行訪問により渉外担当職員のスキルアップを図ります。</li> </ul> <p>さらに、特定業種の専門性の高い退職者を、融資審査態勢の強化、コンサルティング・情報提供機能の強化、事業再生機能を図るため、総務部役員席付として採用する予定です。</p> <p>○産学官の更なる連携強化等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●(財)長野県テクノ財団からの情報収集を更に活発にし、信州大学工学部内にある地域共同研究センター(CRC)からも事例を集め、産学官とのネットワークの活用を図り、当組合の創業・新規技術開発の評価に役立てる予定です。同時に、中小企業支援センターとの連携を密にしてい予定です。「産業クラスターサポート金融会議」には、引き続き参加します。</li> </ul> <p>○地域におけるベンチャー企業向け業務に係る外部機関等との連携強化等</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 該当ベンチャー企業には中小企業支援センターを紹介し、その活用を促します。</li> <li>2 ベンチャー企業支援制度の概要(長野県商工技術開発支援制度のしおり)を全店に配布します。</li> <li>3 中小公庫、商工中金及び国金との情報交換を積極的に行います。</li> <li>4 日本政策投資銀行との連携については、協調融資やPFI等に対応できる案件については取り組む予定です。</li> <li>5 県創業支援資金及び当組合独自の商品「創業支援資金バワフルエース21」を引き続き推進するほか、中小企業向けに当組合独自の新商品を開発する予定です。</li> <li>6 平成17年12月に30社以上からなるCLOを予定しています。</li> </ol>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・17年7月に「店周680業種融資審査ガイド2005年5月版」(業種別審査ソフト)を全店に導入しました。</li> <li>・融資業務の参考資料を全店配布します。</li> <li>・定期的に研修を実施します。</li> <li>・渉外担当職員の活動の効率化を図り、融資開拓の時間を増やすほか、融資渉外部との同行訪問により渉外担当職員のスキルアップを図ります。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・融資業務の参考資料を全店配布します。</li> <li>・定期的に研修を実施します。</li> <li>・渉外担当職員の活動の効率化を図り、融資開拓の時間を増やすほか、融資渉外部との同行訪問により渉外担当職員のスキルアップを図ります。</li> </ul>	
			・17～18年度を通じて実施します。		
			<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成17年7月にCLOに関する説明会を開催しました。(対象者: 各店長、講師: 中小公庫)</li> <li>・平成17年12月に30社以上からなる地域CLOを予定しています。</li> <li>・具体的取組策の1. 2. 3. については、17～18年度を通じて実施します。</li> </ul>		

項 目	要 請 事 項	具体的取組み	スケジュール		備 考
			17年度	18年度	
(2)取引先業に対する経営相談・支援機能の強化	○取引先企業に対する経営相談・支援機能の強化 各金融機関に対し、中小企業の成長機会の把握・実現に資するため、中小企業に対するコンサルティング機能及び情報提供機能の一層の強化など、取引先企業に対する経営相談・支援機能の強化に向けた取組み	<ul style="list-style-type: none"> <li>●当組合には、中小企業診断士21名、ファイナンシャル・プランナーが118名おり、その有効活用を図ります。また、営業店と連携して活動している融資渉外部が中心となって、渉外担当の情報系パソコンの情報等各種情報を整理・有効利用してビジネス・マッチングのための体制づくりを行います。</li> <li>●財務管理サービス人材育成システム開発事業による「財務課題解決」「経営計画策定支援」「経営助言」を使用した研修会を当組合の中小企業診断士により実施します。</li> </ul>	17～18年度を通じて実施します。		
	○要注意先債権等の健全債権化等に向けた取組みの強化 各金融機関に対し、経営改善支援の早期着手及び迅速な企業再生に資するため、キャッシュフローのモニタリング強化等による不良債権の新規発生防止や要注意先債権等の健全債権化に向けた各種取組みの一層の強化	<ul style="list-style-type: none"> <li>●債務者区分のランクアップに向けた営業店指導等を行います。個別取引先によっては、経営改善計画の策定及び計画の進捗状況の管理等を直接主管部署で行います。債務者区分がランクダウンにならないように、利息遅延の管理を強化します。また、特定業種の専門性の高い退職者を総務部付として採用し、特定業種等の要注意先等に対して支援等を行います。</li> </ul>	17～18年度を通じて実施します。		
	○健全債権化等の強化に関する実績の公表等 各金融機関及び業界団体に対し、要注意先債権等の健全債権化等の強化に関する実績(体制整備状況、経営改善支援取組み先数、経営改善による債務者区分のランクアップ先数等)の公表及び公表内容の拡充	<ul style="list-style-type: none"> <li>●経営改善支援取組み先数、経営改善による債務者区分のランクアップ先数等を公表します。</li> </ul>	・半期ごとに経営改善支援取組み先数、経営改善による債務者区分のランクアップ先数等を公表します。(要約版店頭備付、ホームページ)		
(3)事業再生に向けた積極的取組み	○事業再生に向けた積極的取組み 各金融機関に対し、事業再生に向けた取組みの効果的・効率的実施を通じた具体的な成果の早期実現により地域経済の活性化を図るため、再生ノウハウの共有化を図るとともに、右の事例を参考に、中小企業の過剰債務の解消や社会のニーズの変化に対応した事業の再構築など、事業再生に向けた積極的取組み	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 プリパッケージ型事業再生及び私的整理ガイドラインの活用について、再生手法の選択肢のひとつとします。個別にプリパッケージ型事業再生及び私的整理ガイドラインの活用を検討し、最善策と判断される場合には積極的に活用します。</li> <li>2 中小企業再生支援協議会との連携等により、事業再生ファンドの活用を検討します。DES・DDS等については、現在まで活用実績はありませんが、DES・DDS等についての研究・検討は継続します。</li> <li>3 中小企業再生支援協議会との一層の連携を図り、個別案件毎に健全債権化の選択肢のひとつとして検討を加え、中小企業再生策として最善と判断される場合には、積極的に活用を図ります。整理回収機構についても、個別案件毎に健全債権化のひとつとして検討します。</li> <li>4 個別取引先の状況を勘案して、中小企業再生支援協議会を初め外部機関及び外部人材の活用を図ります。</li> <li>5 DIPファイナンスについては、保証協会のDIP保証を利用します。また、当組合独自の商品である「企業再生支援資金パワフルエース21」を活用します。(DIPファイナンスの取扱実績はありません。エグジティブ・ファイナンスは1件の取扱実績があります。)</li> </ol>	17～18年度を通じて実施します。		
	○再生支援実績に関する情報開示の拡充、再生ノウハウ共有化の一層の推進 各金融機関に対し、可能な限り、再生支援実績(成功事例、法的整理の活用実績等)や再生ノウハウについて、具体性を持たせた形で情報開示。(また、業界団体に対し、各金融機関の再生支援実績や再生ノウハウについて、取りまとめた上、特色ある事例として公表)	<ul style="list-style-type: none"> <li>●再生支援の事例を記録し、事例研究等を行います。また、再生支援の成功事例等の実績に関する情報開示については、開示内容・開示方法等を債務者との兼ね合いも考慮しつつ前向きに行います。</li> </ul>	17～18年度を通じて実施します。また、情報開示については、半期毎に実施する予定です。		

項目	要請事項	具体的取組み	スケジュール		備考
			17年度	18年度	
(4) 担保・保証に過度に依存しない融資の推進等					
① 担保・保証に過度に依存しない融資の推進	各金融機関に対し、事業からのキャッシュフローを重視し、不動産担保・保証に過度に依存しない融資の促進を図るため、企業の将来性や技術力を的確に評価するための取組みを強化するとともに、こうした取組みの推進  また、各金融機関に対し、「民法の一部を改正する法律」(平成16年法律第147号)の施行を踏まえ、既存の包括根保証契約について、制度改正の趣旨を踏まえた適切な見直しを行うとともに、第三者保証の利用に当たっては、過度なものとならないよう要請する。	● スコアリングモデルを活用した商品を継続して取扱うほか、民間信用保証会社の保証による新商品の開発を検討する等商品内容の改善・開発に取組み、商品内容を充実したうえで、融資の促進を図ります。  ● 日本政策投資銀行との連携により、地域再生を目指す新しい金融手法を使用した融資の取組みを協調して行います。 ● 審査業務の高度化、適正貸出金利の設定、ポートフォリオの適正化に資するため、信用リスクデータベースについては、更に整備・充実及びその活用を図ります。	17～18年度を通じて実施します。  なお、17年7月に、飯田商工会議所の会員を対象としたビジネスローン「ナイスパス3(スリー)」の取扱いを開始しました。今後、他の商工会議所から要請があれば対応します。		
② 中小企業の資金調達手法の多様化等	○ 中小企業の資金調達手法の多様化等 各金融機関に対し、中小企業金融の円滑化や金融機関における地域集積リスクの軽減等を図るため、中小企業の資金調達手法の多様化等に向けた取組み等の推進	● 保証協会付私募債、売掛債担保融資、CLO等により資金調達手法の多様化に対応できるよう、前向きに取組みます。特にCLOについては、中小公庫と連携して、17年12月に県内の企業30社以上からなる地域CLOを予定しております。 また、知的財産権担保融資、動産・債権譲渡担保融資、ノンリコース、プロジェクトファイナンス等の融資手法への取組みも検討いたします。	17年12月に30社以上からなる地域CLOを予定しています。 ・その他の具体的取組策について、17～18年度を通じて実施します。		
(5) 顧客への説明態勢の整備、相談苦情処理機能の強化	中小企業金融の円滑化や顧客保護の観点から、契約条件等について、金融機関から顧客に対して適切かつ十分な説明が行われることは極めて重要である。このため、各金融機関に対し、いわゆる「説明責任ガイドライン」(「中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針」Ⅱ-3-4-1(与信取引(貸付契約及びこれに伴う担保・保証契約)に関する顧客への説明態勢及び相談苦情処理機能))を踏まえて、以下の事項も含め、顧客への説明態勢の整備及び相談苦情処理機能の強化を図る ・顧客説明マニュアル等の内部規程の整備 ・営業店における実効性の確保 ・苦情等事例の分析・還元	1 「融資取引に関する説明マニュアル」周知徹底のための定期的研修の実施 2 監査部監査等による定着状況の検証及び改善指導 3 苦情等の常務会への報告及び改善指導 4 同様の苦情等の再発防止のため、事例を分析し、営業店に各種会議、研修テーマ、通達等を通じて、苦情等の情報を還元 5 総合企画部によるコンプライアンス臨店指導 6 本店内にお客様の電話相談室等の専用ダイヤルの設置を検討します。	17～18年度を通じて実施します。		
(6) 人材の育成	各金融機関に対し、地域密着型金融を効果的かつ効率的に推進していくため、地域の特性及び各金融機関のビジネスモデル等を踏まえつつ、企業の将来性、技術力を的確に評価できる能力(「目利き」能力)、経営支援の能力の向上など、事業再生・中小企業金融の円滑化に向けた人材育成のための取組み	● 支店長52名参加による「目利き能力アップ研修」を実施します。地域金融機関として適切なコンサルティング活動により地域全体の活力を向上させる具体策や取引先の格付けアップのための決算書に現れない定性面の評価方法のあり方について学びます。併せて企業再生手法(DDS・DES)についての現場で活かせる実務を学びます。なお、通信教育については、今後も継続して実施します。	17年7月に「店周680業種融資審査ガイド2005年5月版」(業種別審査ソフト)を全店に導入しました。 平成17年9月に「目利き能力アップ研修」を実施します。  通信教育については、17～18年度を通じて実施します。		
2. 経営力の強化					
(1) リスク管理態勢の充実	各金融機関に対し、19年3月末からのパーゼルⅡ(新しい自己資本比率規制)の導入に備え、自己資本比率の算出方法の精緻化、リスク管理の高度化、情報開示の拡充に係る適切な態勢整備の積極的な取組み	1 第1の柱で適用される新リスク・ウェイトに対応した与信先区分のデータ抽出が可能となるように、標準的手法を前提とした基本データの整備を図ります。特に中小企業の切り分け及び密接不可分関係先の名寄せ等のデータ整備を重点的に行います。 また、格付けによりリスク・ウェイトが異なる与信先(事業法人)については、格付け機関の選定及び当該格付けの妥当性の検証も併せて行うこととし、自己資本比率向上に向けた検証を行います。 2 200BPV及び擬似VaRによるリスク量算出が容易に行えるよう時系列データの整備とシステムの精緻化を図ります。加えて金利リスク量が自己資本に占める割合を算出し、リスク量の軽減策及びこれによる収益減少分の補填策を早急に検討します。 3 年度開示及び半期開示に向けたデータの整備を図ります。①地域別②業種別③残存期間別のデータの開示可能性を検討するとともにデータベースの構築を図ります。	具体的な取組策について検討し、早期に実現を図ります。		

項 目	要 請 事 項	具 体 的 取 組 み	スケジュール		備 考
			17年度	18年度	
(2)収益管理態勢の整備と収益力の向上	各金融機関に対し、地域密着型金融の実施において、適正な対価負担を求めつつ、付加価値の高いサービスを提供するビジネスモデルを展開するとともに、地域密着型金融の機能強化に向けた土台を強固なものとするため、債務者区分と整合的な内部格付制度の構築をはじめ、地域において必要なリスクをとりつつ、それに見合った金利設定を行っていくための体制整備など、収益管理態勢の整備と収益力の向上に向けた取組み	1 管理会計による収益管理を既に行っており、業績評価にも反映しております。今後、収益力向上に向け、リスクに見合った金利設定等の取組みを検討します。 2 信用リスクデータの整備・充実を図ります。 3 信用リスクデータを蓄積し、金利設定のための内部基準の整備に向けて検討します。	・17～18年度を通じて実施します。		
(3)ガバナンスの強化	○協同組織金融機関におけるガバナンスの向上 ・半期開示の内容充実を実施 ・総代会に一般の会員・組合員の意見を反映させる仕組み等、総代会の機能強化に向けた取組みの実施	1 一般組合員に対する総代会の理解促進 一般組合員に送付する事業報告書などを利用した理解促進策を検討します。 2 総代会への一般組合員意見の反映 一般組合員が総代選挙を通じて総代会に意見を反映しやすくなるように、総代選挙方法を検討します。	・17～18年度を通じて実施します。		
(4)法令等遵守(コンプライアンス)態勢の強化	○営業店に対する法令等遵守状況の点検強化 各金融機関に対し、不祥事件等の発生の未然防止を図るため、営業店に対する法令等遵守状況の点検強化など、法令等遵守のための取組み	1 各店舗による四半期毎のコンプライアンス・チェック及び毎月の自店(部)検査による自主点検 (点検結果については、主管理部で分析のうえ、臨時指導時、通達・会議等で還元・提供します。) 2 階層別の定期的なコンプライアンス研修の実施 3 法令等遵守担当部署(総合企画部)による臨店指導 4 内部監査部門(監査部)による法令等遵守態勢の監査 5 役席者への登用にあたり、金融コンプライアンス・オフィサー検定試験等(外部検定)の資格取得の義務化 (平成17年7月末現在の外部検定取得者:385人)	・17～18年度を通じて実施します。		
	○適切な顧客情報の管理・取扱いの確保 各金融機関に対し、顧客情報管理に関して、個人情報保護法の施行(17年4月1日)を踏まえ、法令等の諸規定に基づき、より一層適切な管理・取扱いの確保	1 各店舗による四半期毎の個人データ取扱状況チェック及び毎月の自店(部)検査による自主点検 (点検結果については、主管理部で分析の上、臨店指導時、通達・会議等で還元・提供します。) 2 個人情報保護に関する定期的な研修の実施(集合研修及び各店舗毎の研修) 3 法令等遵守担当部署(総合企画部)による臨店指導 4 内部監査部門(監査部)による個人情報管理態勢及び取扱い状況の監査 5 個人情報保護オフィサー検定試験等(外部検定)の資格取得の奨励 (平成17年7月末現在の外部検定取得者:159人)	・17～18年度を通じて実施します。		
(5)ITの戦略的活用	○ITの戦略的活用 各金融機関に対し、地域密着型金融を効果的かつ効率的に実施するため、IT効果検証等を踏まえたIT投資等の適正の確保に留意しつつ、経営陣が主導的な機能を発揮し、各金融機関のビジネスモデル等の状況に応じたITの戦略的な活用に向けた取組みの推進	1 手のひら静脈認証によるATM生体認証システムの導入 (平成17年9月稼働予定) 2 手のひら静脈認証による全自動貸金庫システムの導入 (平成17年7月上田支店導入済) 3 ATMによる通帳繰越サービスの全店拡大 (平成17年7月末現在、11店舗) 4 統合ATMの新機能追加及びネットバンキングの機能拡充 5 新ハンディ端末の導入とこれに伴う新情報系システムの構築のための検討 6 PDを踏まえたVaRによる信用リスク計量化システム構築のための検討 7 ITを活用した顧客コンサルティング機能の導入検討 8 地図情報を活用した渉外支援システムの導入検討	・平成17年9月26日稼働予定 ・平成17年7月19日上田支店で導入済(他店舗についての実施スケジュールは未定) ・17年度下期中 ・17年度下期中 ・検討を開始していますが、実施スケジュールは未定 ・検討を開始していますが、実施スケジュールは未定 ・住宅設計、教育資金設計、老後資金設計、資金運用設計等について各種シミュレーション機能や提案書作成機能を備えた、顧客コンサルティング機能導入の検討を行います。 ・検討を開始していますが、実施するかを含めてスケジュール未定		

項 目	要 請 事 項	具体的取組み	スケジュール		備 考
			17年度	18年度	
(6) 協同組織中央機関の機能強化 協同組織中央機関は、個々の協同組織金融機関を会員とする、相互扶助を目的とした中央機関であり、個別金融機関の業務の補完やガバナンスの向上、地域の金融システムの安定性確保等を図る観点から、従来より、一定の役割を果たしてきているところであるが、今後も、個別金融機関の経営基盤を強化することによって、業界全体の信用力の維持・向上を図るため、協同組織中央機関の機能強化を目指す。	○協同組織中央機関の機能強化 協同組織中央機関及び各金融機関に対し、市場リスクや収益性確保への対応として、金融機関の市場リスク管理態勢等の強化 に向けて取り組むとともに、協同組織中央機関が個別金融機関の余裕資金を運用して収益を還元する機能等の一層の活用に向けた取組み	○市場リスク管理態勢等の強化 ●担当部署によるリスク管理のほか、役員席・ALM委員会・リスク統括部署による牽制及び内部監査部門による監査等によりリスク管理態勢を強化します。	・17～18年度を通じて実施します。		
3. 地域の利用者の利便性向上					
(1) 地域貢献等に関する情報開示	○地域貢献に関する情報開示 地域の利用者に対する情報提供の充実を図るため、地域貢献に関する情報開示を、個人的、かつ、より分かりやすく行うよう積極的な取組み 当該情報開示に当たっては、金融機関の社会的責任といった観点も考慮しつつ、①地域の中小企業者に対しどのような資金供給がなされているか、②地域の預金者をはじめとする利用者に対して、自らの預金等が地域のためにどのように活かされているか、等の項目を含め、地域の特性等を踏まえた地域貢献の状況を示すこととする。  ○充実した分かりやすい情報開示の推進 各金融機関に対し、地域の利用者の利便性向上や信認の確保のため、以下の取組み等を通じ、利用者の目線に立ち、充実した分かりやすい情報開示の積極的な推進 ・利用者からの質問や相談等のうち頻度の高いもの等についての回答事例の作成及びホームページ等での公表	●①地域の中小企業者に対し、どのような資金供給がなされているか、②地域の預金者をはじめとする利用者に対して、自らの預金等が地域のためにどのように活かされているか、等の項目について、ディスクロージャー誌及びホームページに年1回開示(公表)します。  ●平成17年度・18年度において、利用者からの質問や相談等のうち頻度が高いものについての回答事例を作成するとともに、ホームページで公表します。	・16年度分を開示(公表)	・17年度分を開示(公表)	
(3) 地域の利用者の満足度を重視した金融機関経営の確立	利用者へのサービスの強化のためには、経営環境の変化や利用者へのサービス多様化を見据え、利用者ニーズの特性等を踏まえた利用者満足度の向上に資する多様な質の高いサービスの提供が必要である。このため、各金融機関に対し、以下の取組み等を通じ、地域の特性や利用者ニーズを踏まえたビジネスモデルの展開等、地域の利用者の満足度を重視した金融機関経営の確立に向けた取組み ・「金融改革プログラム」に掲げられた「利用者の満足度を重視した金融機関経営の確立」について、地域の特性等をも踏まえた利用者満足度アンケート調査等の実施及びその結果の経営方針への反映	●17年度中にアンケートを実施します。アンケートの結果は、常務会へ報告し、常務会は協議のうえ、経営方針に反映します。また、アンケート結果については、取りまとめのうえ、書面及びホームページで公表します。	・アンケートの実施	・アンケートの結果に基づき、経営方針に反映 ・アンケートの結果の公表	
(4) 地域再生推進のための各種施策との連携等	各金融機関に対し、地域全体の活性化を計画的に実施する「まちづくり」の視点を踏まえ、地域におけるPFIへの取組み支援やまち再生施策に係る支援等の地域再生推進に向けた各種施策との連携等、地域活性化に向けた地域と一体となった取組みの推進	●日本政策投資銀行と連携し、PFI、PPPなど取組み可能な案件があれば対応したい。	・日本政策投資銀行とスケジュール等を調整する予定です。		
4. 進捗状況の公表	各金融機関に対し、その実施する施策の進捗状況について、取組みの特色やこれにより得られた成果を示すこと等を通じて、地域の利用者に対し、より分かりやすい形で半期毎に公表	●取組みの特色や得られた成果等の進捗状況の要約を、半期毎に書面、ホームページで公表します。	・取組みの特色や得られた成果等の進捗状況の要約を、半期毎に書面、ホームページで公表します。		